

諮 問

鳥取県公共事業評価委員会

鳥取県公共事業評価実施要綱第7条第1項の規定に基づき、別添対象事業の継続、
休止、中止等の方針及び計画の妥当性について諮問します。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平井 伸治

